

件名	愛媛県民生委員定数条例																																						
主管課	保健福祉課																																						
根拠法令等	民生委員法(昭和23年法律第198号)																																						
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により民生委員法の一部が改正されることに伴い、民生委員の定数を条例で定める必要が生じたため、この条例を制定するものである。</p> <p>○民生委員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><td>今治市</td><td>413人</td></tr> <tr><td>宇和島市</td><td>283人</td></tr> <tr><td>八幡浜市</td><td>136人</td></tr> <tr><td>新居浜市</td><td>294人</td></tr> <tr><td>西条市</td><td>297人</td></tr> <tr><td>大洲市</td><td>163人</td></tr> <tr><td>伊予市</td><td>102人</td></tr> <tr><td>四国中央市</td><td>223人</td></tr> <tr><td>西予市</td><td>164人</td></tr> <tr><td>東温市</td><td>66人</td></tr> <tr><td>上島町</td><td>29人</td></tr> <tr><td>久万高原町</td><td>66人</td></tr> <tr><td>松前町</td><td>61人</td></tr> <tr><td>砥部町</td><td>48人</td></tr> <tr><td>内子町</td><td>76人</td></tr> <tr><td>伊方町</td><td>65人</td></tr> <tr><td>松野町</td><td>20人</td></tr> <tr><td>鬼北町</td><td>49人</td></tr> <tr><td>愛南町</td><td>91人</td></tr> </table>		今治市	413人	宇和島市	283人	八幡浜市	136人	新居浜市	294人	西条市	297人	大洲市	163人	伊予市	102人	四国中央市	223人	西予市	164人	東温市	66人	上島町	29人	久万高原町	66人	松前町	61人	砥部町	48人	内子町	76人	伊方町	65人	松野町	20人	鬼北町	49人	愛南町	91人
今治市	413人																																						
宇和島市	283人																																						
八幡浜市	136人																																						
新居浜市	294人																																						
西条市	297人																																						
大洲市	163人																																						
伊予市	102人																																						
四国中央市	223人																																						
西予市	164人																																						
東温市	66人																																						
上島町	29人																																						
久万高原町	66人																																						
松前町	61人																																						
砥部町	48人																																						
内子町	76人																																						
伊方町	65人																																						
松野町	20人																																						
鬼北町	49人																																						
愛南町	91人																																						
施行日	平成26年4月1日																																						
<p><b>【その他参考事項】</b></p>																																							